

## 技術者資格制度小委員会(仮称)の設置について

### 1. 趣旨

新設の調査・設計等の分野における技術者の民間資格の登録制度の構築に向けた検討に着手するため、社会資本整備審議会・交通政策審議会の技術部会の下に「技術者資格制度小委員会」(仮称)を設置する。

本小委員会では、上記の検討の他、今後、維持管理の分野における技術者の民間資格の登録制度の拡充に関する事、及びこの登録制度に基づく民間資格の評価案に対する意見に関する事等についての調査審議も予定している。

<概要-1>

### 2. 背景

- 社会資本の維持管理を適切に行っていくためには、当該社会資本がどのような設計に基づいて建設されてきたか、といった知識・情報も重要である。一方、社会資本の新設にあたっては、建設後どのように機能維持されるか、といった知識・情報も重要である。すなわち、社会資本の維持管理と新設は、表裏一体の関係にあり、これらの業務は密接に関連しており、新設の調査・設計等においても、民間資格の登録制度の早期の構築が必要。
- 今回提言をいただいた点検・診断等の維持管理に関する分野を対象とした制度においても、今後の対象施設及び対象業務等の拡充が求められている。
- 今後、手続きを進める予定の点検・診断等に関する民間資格の評価にあたっては、学識経験者等の第三者の意見を聴く仕組みが求められている。
- 技術者の民間資格の登録制度の構築後においても、引き続き、改善すべき課題等への対応が必要。

### 3. 検討方針

- (1)新設の調査・設計等の分野における民間資格の登録制度の構築 <概要-2>
- (2)維持管理の分野における民間資格の登録制度の拡充 <概要-3>
- (3)民間資格の登録制度に基づく資格の評価案に対する意見 <概要-4>
- (4)民間資格の登録制度のフォローアップ

### 4. 今後のスケジュール(予定)

(新設の調査・設計等の分野における民間資格の登録制度の構築について)

秋頃 小委員会の立ち上げ

年内目途 提言のとりまとめ

※適宜、応募資格の評価を実施。

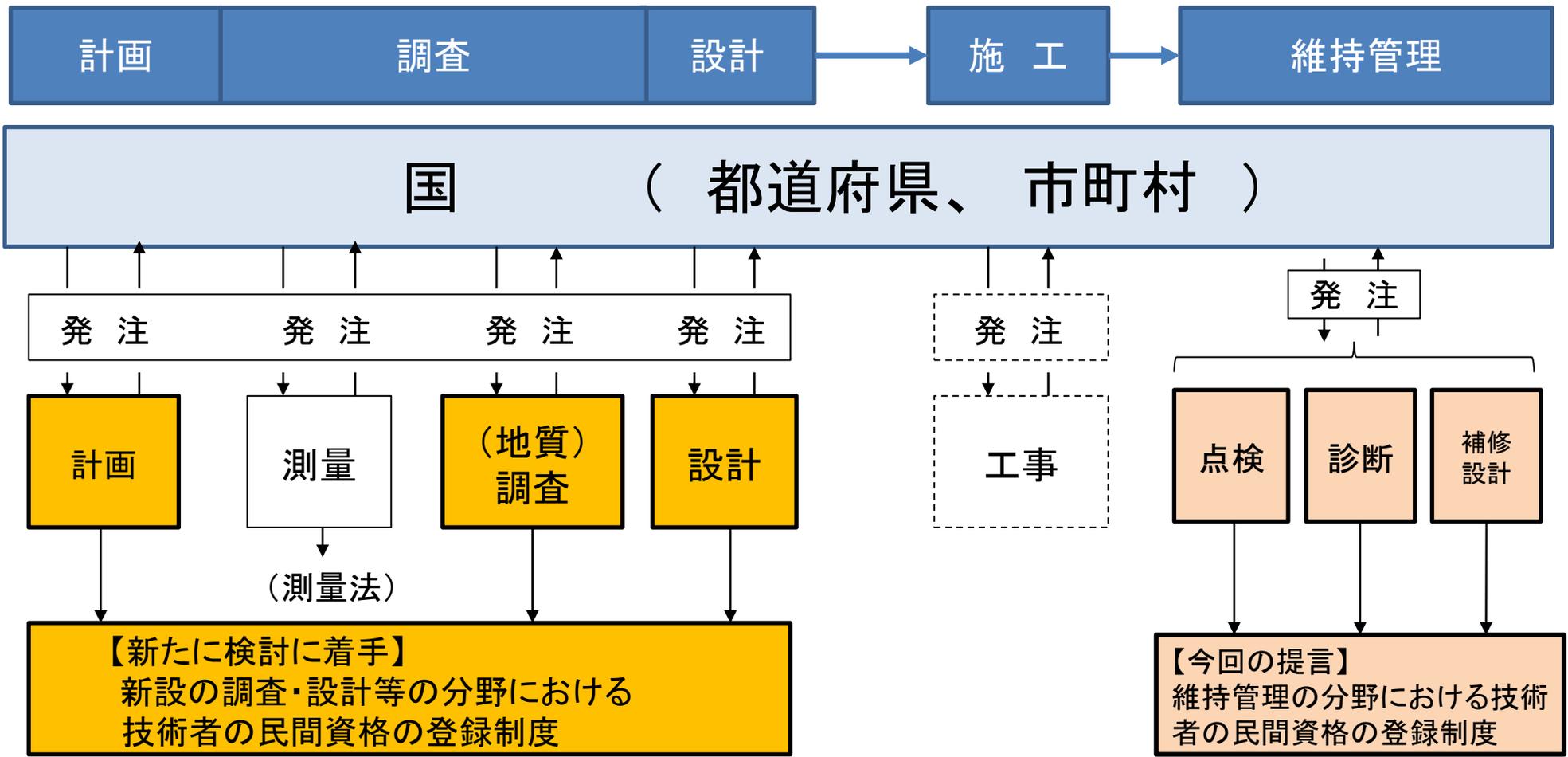




# <概要-2 (参考)> 技術者の民間資格の登録制度が対象とする業務範囲

○技術者の民間資格の登録制度の対象は、今回の提言をいただいた工事完成後の点検、診断、補修設計に加え、計画、調査、設計等の業務(測量を除く)とする。

## (概念図)



# <概要-3> 維持管理の分野における民間資格の登録制度の拡充

今回、検討を急ぐこととした対象施設・業務の登録区分は下記の通りであるが、今後、拡充を図っていくものとする。

## 対象施設の拡充

施設分野	道路		河川	砂防			海岸	下水道	港湾	空港	公園
	橋梁	トンネル	堤防・河道	砂防設備	地すべり防止施設	急傾斜地崩壊施設	海岸堤防等	管路施設	港湾施設	空港施設	公園施設
対象業務											
点検	■	■	■	□	□	□	□	■	□	□	■
診断	■	■	■	□	□	□	□	■	□	□	■
補修設計									□	□	

対象業務の拡充

- 資格の登録区分:
- 管理技術者に資格を有することを求める
  - 担当技術者に資格を有することを求める
  - 管理技術者と担当技術者の両者にそれぞれのレベルの資格を有することを求める

## 技術者レベルの拡充

注) 今後、検討対象となる施設・業務が追加される可能性がある。  
 下水道管路施設における「調査」業務は「点検」に含まれる。  
 本表以外に、港湾施設における「計画策定(維持管理計画)」の業務分野は個別に検討する。

## <概要-4> 民間資格の登録制度に基づく資格の評価案に対する意見

- 告示する技術者の民間資格の登録制度に基づき、登録の申請のあった民間資格について、国土交通省が審査し、評価案を作成。
- この評価案について、今回、新たに設置する「技術者資格制度小委員会」(仮称)に意見聴取を行う。
- 国土交通省は、この意見を踏まえ、民間資格の登録の成案を作成する。

